

対象家庭

以下のいずれかに該当する方

- ・令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に出生し、出生日及び令和3年4月1日に都内に住民票がある世帯
- ・令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生し、出生日に都内に住民票がある世帯

ご利用の流れ

① ギフトカードを配付

お住まいの区市町村を通じて、対象世帯へギフトカードを配付します。
※令和3年4月から事業開始のため、お手元にギフトカードが届くまでに時間がかかります。
※令和3年4月以降に出生される方については、出生後おおむね3か月を目安として配付しますが、状況により前後いたします。区市町村によって、配付時期は異なります。

② 専用WEBサイトへアクセス

ギフトカードに記載されている二次元コードから、専用サイトへアクセスし、初回登録（ログイン）してください。専用サイトを利用するには、ギフトカードに記載の専用IDとパスワードが必要です。初回ログイン時に、子育て支援等に係るアンケートに御協力をお願いします。

③ 商品の選択・申込み

10万円相当のポイントが付与されます。専用WEBサイトからご希望の商品を選択し、申込みをしてください。複数回に分けての申込みも可能です。

※発注期限は、初回登録（ログイン）時から6か月

※初回登録は令和5年10月1日までに完了してください。

※WEBサイトへのアクセスが難しい方は、下記コールセンターへご連絡ください。



商品例

食料品 離乳食、ミルク（粉、キューブ、液体） 日用品 おむつ、衣類など
育児用品 抱っこひも、ベビーカー、チャイルドシート
家事・育児サービス等 ベビーシッター、家事代行サービスなど
その他、お掃除ロボットなど家事の負担を軽くする物や、タクシー移動に使えるチケットなどもご用意しています。

お問い合わせ先

東京都出産応援事業コールセンター Tel. 0120-922-283 ※令和3年4月1日より稼働

※ギフトカードの配付については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

事業の詳細はこちら

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussanouen.html

